

平成十九年五月八日（火曜日）

午後一時開会

○白眞勲君 民主党・新緑風会の白眞勲でございます。

今日は、四人の方々、それぞれのお立場からいろいろな意見を言っ  
ていただきまして、非常に私も参考になったなというふうに思ってお  
ります。

そこで、まず第一問としまして、第一問ではない、一回ちょっと聞  
きたいなと思うのは、四人のそれぞれの参考人の方々に聞きたいんで  
すけれども、今回、与党の方でこの日本国憲法の改正手続に関する法  
律案、今出されて、今いろいろ議論がなされているわけですが、  
例えば西原参考人の場合は、まだまだ議論は全然足りないよと、もっ  
と条文とか何かを付け加えるべきだし、何だかんだということもある  
んじゃないかということなんですけれども、多分そうだと思いますが、  
ほかのお三方もまだまだ議論は足りなくて、もっともっとこれは条文  
の付け加えとか削除とか、いろいろなことも手を加えるべきである  
というふうにお考えでしょうか。まず、西参考人からお伺いします。

○参考人（西修君） それは、議論はいつまでやってももうそれは当然  
尽くせないと思うんですよね。

ただ、先ほど申しあげましたように、十二月の段階ですか、民主党  
の意見もかなり入ったと、もう九割以上この百五十一条の中はかなり  
入っているわけでありまして。それを踏まえて、これは読売にもちよっ  
と書きましたけれども、どちらがどうこうと申しませんが、何  
かこの一月以降、いわゆる政争の具というふうになってきたというよ  
うなことを私の立場から非常に残念に思います。

これは本当に重要というか、いろんなセンシティブな問題もあるわ  
けで、これはもういつまでやってもやっぱり議論が尽きない、やはり  
いつかどこかで議論を終結しなければいけない、それが今回であった  
ということで、審議時間も結構取られているわけで、これはもうもっ  
ともっとやればいいわけですがけれども、やはりどこかで終止符を打た  
なきゃいけない。そういう意味で、民主党の意見もかなり入ってきた  
と。最後、憲法改正の対象ですよ、これを一般の国政のところまで、  
政治上の重要な問題ですね、ここまで拡大するかどうか、そこぐらい  
残ったんで、例えば二十歳を十八歳にするとか、いろんな点でかなり

妥協がされてきている。

そういうような意味において、私は、いろいろ議論をすれば尽きませんけれども、そろそろやはりまとめていただきたいなというふうに考える次第でございます。

○参考人（今井一君） 私は、議論は長ければ長い方がいいのに決まっています、それだけでいえば。

ただし、安倍さんがこの秋には集団的自衛権の行使の容認を認めるかも分からないというような解釈改憲の更なる進行がなされる可能性がある段階で、いつまでもこの手続法を制定しないのは、私たちの主権行使が相変わらず阻害されたまま事実上の憲法九条改正がなされてしまう可能性もあるんじゃないかという観点からいえば、集団的自衛権の行使の容認の前に制定をするべきじゃないかというふうに考えています。

この委員会の特殊性を考えたら、この前新聞で委員会審議の時間いろいろありましたけれども、皆さん方は一番御存じのように、しかし国民は全くだれも知りませんけれども、ほかの他の委員会と違って、衆参の憲法調査特別委員会には自民党にも共産党にも均等の時間が質疑

時間として与えられているわけですね。そういうことでいえば……（発言する者あり）違いますか。衆議院では、昨日も実は中山太郎さんと会ったんですけれども、辻元さんにも笠井さんにも自民党の議員と同じような時間が割り当てられて質疑をやっているというふうに聞きました。そういうことから考えたら、相当他の委員会とは違って共産党や社民党も、私もいつも傍聴させてもらっていましたがけれども、十分な、十分という意味は、絶対量としては十分という意味じゃありませんけれども、相対的に十分な時間を与えられているんじゃないかというのの一つ。

もう一つは、この問題で、さっきも西さんもおっしゃったみたいに、私は、中学生、高校生の試験勉強じゃないですけれども、一月過ぎて二月、三月って、衆議院通過してから急にメディアが報道し始めたんですよね。急に国民も興味を持ち始めたわけですよね、メディアがそれまで報道しなかったから。笑ってしまうのは、古舘さんが報道ステーションで、全然国民不在、国民が分かっていない段階でこんなことを衆議院通過させていいのかと言っていましたけれども、じゃ、おまえはいつ取材に来てくれたと私は言いたいです。

例えば、今年の一月二十一日にスポットCMの問題で、皆さんよく御存じのカタログハウスの斎藤社長とか新聞労連の委員長とか当事者をみんな集めて、スポットCMどうすべきかということで、23にも報道ステーションにもみんな取材に来てくれと言いました。どこが来ましたか。自分たちの問題なのにテレビ局はどこも来なかった。取材さえしない。放送しないだけじゃない、取材さえ来なかった。そのくせ、衆議院が通過するや、あるいはその直前になるやにわか取材をして、やれ最低投票率やれ何やら。じゃ、二年前、三年前から我々は、小林節さんらと一緒に、関谷さんも参議院で慶応大学まで行かれましたけれども、そういうときに全く取材に来てない。衆議院通過する、参議院に移ったということになってからですよ。だから、これが日本の今の報道の現実なんです。

ただ、唯一救いは、三年間の経過期間があるからということです。この三年間で、それこそ何か、これ禁句かもしれませんが、足らざるところはきっちりこの三年間でやればいいんじゃないかと私は思っています。取りあえずは、あと参議院で十分な審議をしていただいて、もし足らざるところがあるんだったら、それこそ本当に国民的

な議論の中で、改正すべきところは三年間の間に皆さん方是々非々で改正していただけたらというふうに思っています。

以上です。

○参考人(西原博史君) 御指摘いただきましたとおり、私はまだまだ審議が足りないという見解でありますけれども、これはやはり主権的な権利の行使、あるいは基本的人権の行使にかかわる手続について話そうとしているわけです。

現時点では、例えば公務員の扱い、教員の扱い、一体何が許されて何が許されないのかについて法文上明確な指針が得られない。これはやはり基本的人権を制限、あるいは基本的人権の実現に資するための法律としては、やはりまだまだ法律としての十分な質を獲得しているものとは言えない。だから、やはり最低限、人権制限の要件の明確性などの点について、現段階で審議が十分であるという判断は私にはできないかと思えます。

○参考人(宮里邦雄君) どこまで議論を尽くせばいいのかというのは、国会の外にいる者にはよく分かりませんが、ただ非常に重要な問題で法案に全くない例えば最低投票率の問題、例えば最高裁国民審

査法には最低投票率が書いてあるんですよね。最高裁の国民審査よりも国民投票は最低投票率が要らないんでしょうか。私はここが非常に疑問に思いますね。

ですから、最低投票率の問題のような問題は、むしろ法案のかなりかなめにかかわる問題であって、ここはどういう議論があったか私は経過はよく分かりませんが、この問題はもう一度きっちり議論をしていただきたいというふうに思っていますし、公務員の政治活動の規制の問題は、今、西原参考人が述べられた点と同意見であります。

[○白眞勲君](#) いろいろな様々な意見をいろいろ拝聴させていただいているわけですが、西参考人にまずお聞きしたいと思いますが、この配付資料の中にも書いてありますし、また今も西参考人の方からおっしゃった中に、学校の先生の件について、静穏たるべき場所が扇動の場にならないのかという懸念があるというふうにおっしゃった。

私は、ちょっとそれはどうなんだろうかなというのが私個人としてはあるわけですが、例えば、じゃ先生は何も意見を言っちゃいけないのかといった場合に、子供ですから、子供ですからと言っちゃいけない

いのかな、学生としては当然、先生はどう思っているのって聞く場合だって私は学校の授業の中であると思うんですよ。そのときに、先生はね、今この公務員何とか法の何条何条によって私はこれから意見を言ったら大変なことになりますよとは言えないと思うんですね。それはやっぱり子供としても何が何だか分からないと思うんです。

やっぱりそういったものについては、西参考人はどうお考えでしょうか。

○参考人（西修君） 先ほど西原参考人が御自分の体験をおっしゃられましたけれども、これは大学の場合と小中学校の場合とやっぱりちょっと違ってくるように思うんですけれども。

大学の場合、私、憲法を講じているわけでありましてけれども、いろんな学説とかいろんな学術的な立場から、例えばこの問題については賛否いろいろあって、そしてそれなりに論理的な整合性の中から自分の意見を言うということは、これは私は問題ないと思いますけれども、ただ、これなんかちょっと冗談で、衆議院でたしか小林先生が、小林節参考人がおっしゃられたようでありましてけれども、憲法改正に賛成の者だけに単位を与えるとか反対の者にだけ単位を与えるとか、そう

いうことになったら、これは私は行き過ぎだと思います。

それから、小中学校におきまして、例えば親に賛成なり反対なり、これを持っていきなさいというようなこととか、そういうやっぱりそれなりの分を越えるということはおのずから出てくると思うんですね。そういう意味において、その教場が騒擾になったり、あるいはそのところが争奪戦になるというようなことを私は憂えているということでございます。

○白眞勲君 そうしましたら、次に今井参考人にお聞きしたいんですけども、テレビCMについて、スイスの例を出しながら一切禁止なんだと、それはマインドコントロールがあるからなんだよということをお話しいただいたわけですけども、これテレビ番組につきましてちょっとお聞きしたいなと思うんですけども、日本のテレビの特性としまして、一つは、そのテレビ番組全体を一つの大きなスポンサーが買い取ってしまうということになった場合に、これも当然あり得るわけですし、そういった場合に、テレビ局のそれは自主性かもしれませんが、そこにいわゆる大資本のそれなりの影響力というものがやはりあり得るのではないのかなというふうにも私は思えるわけなんですけ

れども、その辺について今井参考人の御意見、もしよろしければ、西原参考人も何かうなずいていらっしやいましたので、もし何か言いたいことがあればどうぞ、西原参考人にもお願いします。

○参考人（今井一君） 確かにおっしゃるとおり、そこはすごく大事なところだと思うんですね。

例えば、キャスターが九条、例えば具体的に言いますと、筑紫哲也さんとか古舘さんが、私は九条改憲に賛成なんだとか反対なんだと言うことはもうずっと投票日までないと思います。言わないでしょう。というか、テレビ局、言わさないでしょう。

報道局仕切りでやる番組については言っはいけないけれども、じゃ、バラエティーはどうなのかということなんですよ。太田光の、太田総理、秘書田中という番組で、もうここにおられる方も何か番組出ていらっしやる方が何人かおられますけれども、ここは自由に言っているわけですよ、九条を変えるべきだとか変えちゃいけないとかね。じゃ、これの制限はどうなるのかという問題もあります。これを具体的に、これから立ち上げられるであろう憲法審査会で考えていただきたいのが一つ。

もう一つ、白さん、大事な問題があって、実は今の併合修正案では投票日前二週間はスポットCMが禁止ですけれども、必ず九条改正賛成に投票してください、反対に投票してくださいというスポットばかりとは限らないわけですよ。二週間前になっても、そのまがいものみたいなものが出てくる可能性があるんです。

これは、二年前の五月二十九日のEU憲法批准の是非を問う国民投票の翌日ですね、ノンが勝ちましたから、これフィガロでこんなものになっていますけれども、実はこの投票日の五日前に、本来やってはいけないのに、フィガロの別刷りの裏面に全面広告でウイというのが出たんですよ。私、びっくりしまして、取材した政府関係者に、これ法律違反じゃないかと言ったら、今井さん、よく見ると、EU憲法批准に賛成とは書いていないと、一つのヨーロッパに賛成と書いてあると。こういうことがスポットCMでも起こるんですよ。だから、私は、もどき、まがいものも二週間前からきっちり禁止しないとざる法になってしまうというふうに思っています。

以上です。

○参考人（西原博史君） もちろん、国民主権はお金の主権ではないわ

けですから、お金の力で投票結果あるいは政治行動が決まるということはふさわしくない。その意味において、スポンサーが番組を支配することによるマインドコントロールに対してはもちろん警戒的でなければいけないというのは御指摘のとおりだと思います。

幸い、日本の放送は放送法の規制の下にあって、やはり政治的な中立性を義務付けられているという基本的な精神はこれはやはりあるわけですから、もちろん、それを例えば何をもって中立とするかは、本来に総務省が決める体制が望ましいかどうかはちょっと置いておくとして、その意味において、やはり放送としての中立性を意識せざるを得ないということについては、一つの方向性として意識していいんじゃないかと思っております。

○白眞勲君 宮里参考人、今もう時間もありませんので、この件についても御意見がありましたら。

○参考人（宮里邦雄君） 私は、基本的には活字メディアに限るべきであるというふうに考えております。あるいは、テレビの持つ非常に、何と申しますか、問題の情緒的な訴え方、これが正にテレビの特色ですので、憲法改正という非常に長期的な視野に立った冷静な判断を国

民に求める憲法改正というテーマに関してテレビメディアによる運動は好ましくないと、したがって私は認めるべきではないという基本的な考えです。

[○白眞勲君](#) ありがとうございました。